

北海道胆振東部地震で被災された皆さまへ

生活再建に向けた 支援ガイドブック

別冊
住まい再建編②

令和元年10月25日発行

本書は住まいの再建に向けた各種支援についてまとめた冊子です。
申請期間や補助金額の変更などについて、現時点の最新情報をまとめています。
(すでに終了しているものは掲載していません)

＝ 総合相談窓口 ＝
総務課 災害復興グループ (☎27-2481)



北海道
厚真町

HOKKAIDO ATSUMA TOWN

り災区分別・再建方法別 住まい再建のための支援制度一覧

住まいの再建に係る支援制度を、り災区分および再建方法別に掲載しています。一部、上限額の変更や受付期間など制度内容の変更もありますのでご確認をお願いします。

■全壊・大規模半壊

		再建方法と被災住宅の居住区分						
		建築・購入する		補修する		賃貸住宅に転居		
		自己所有	借家	自己所有	借家	自己所有	借家	
支援制度	P3 生活再建支援制度	①基礎支援金	○	○	○	○	○	○
		②加算支援金	○	○	○	○	○	○
	P4 義援金の配分(厚真町)	①1次配分	○	○	○	○	○	○
		②1次配分(新築・購入)	○	○				
		③2次配分(修繕)			○			
		義援金の配分(北海道)	○	○	○	○	○	○
		住宅災害見舞金(北海道)	○	○	○	○	○	○
	P5 被災住宅の応急修理			○	○			
	P6 住宅リフォーム補助金							
	P7 住宅復旧支援事業補助金			○	○			
P8 住宅再建融資利子助成		○	○					
P8 持ち家住宅建築促進助成金		○	○					

■半壊

		再建方法と被災住宅の居住区分						
		建築・購入する		補修する		賃貸住宅に転居		
		自己所有	借家	自己所有	借家	自己所有	借家	
支援制度	P4 義援金の配分(厚真町)	①1次配分	○	○	○	○	○	○
		②1次配分(新築・購入)	○	○				
		③2次配分(修繕)			○			
		義援金の配分(北海道)	○	○	○	○	○	○
		住宅災害見舞金(北海道)	○	○	○	○	○	○
	P5 被災住宅の応急修理			○	○			
	P6 住宅リフォーム補助金			○	○			
	P7 住宅復旧支援事業補助金			○	○			
	P8 住宅再建融資利子助成		○	○				
	P8 持ち家住宅建築促進助成金		○	○				

■一部損壊

		再建方法と被災住宅の居住区分						
		建築・購入する		補修する		賃貸住宅に転居		
		自己所有	借家	自己所有	借家	自己所有	借家	
支援制度	P4 義援金の配分(厚真町)	①1次配分	○	○	○	○	○	○
		②1次配分(新築・購入)						
		③2次配分(修繕)			○			
		義援金の配分(北海道)	○	○	○	○	○	○
		住宅災害見舞金(北海道)						
	P5 被災住宅の応急修理							
	P6 住宅リフォーム補助金			○	○			
	P7 住宅復旧支援事業補助金			○	○			
	P8 住宅再建融資利子助成							
	P8 持ち家住宅建築促進助成金		○	○				

生活再建支援制度について 住宅が半壊または大規模半壊で、そのままにしておくとは非常に危険であったり修理するには高額な経費がかかるため、住宅を解体した場合は、解体世帯として全壊世帯と同様の支援が受けられます。また、敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により住宅を解体した場合は、敷地被害解体として全壊世帯と同様の支援が受けられます。

被災者生活再建支援制度

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	△	△

内容

被災者生活再建支援法に基づき、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。

対象

住宅が全壊または大規模半壊した世帯

※大規模半壊、半壊、一部損壊住宅の敷地に被害が生じた場合で、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため住宅を解体した場合は、全壊と同等の支援が受けられます

支給額

①基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給される支援金

り災区分	世帯区分	支給額
全壊・解体	複数世帯	100万円
	単身世帯	75万円
大規模半壊	複数世帯	50万円
	単身世帯	37万5千円

②加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給される支援金

り災区分	再建方法	支給額	
全壊・解体	建築・購入	複数世帯	200万円
		単身世帯	150万円
	補修	複数世帯	100万円
		単身世帯	75万円
大規模半壊	建築・購入	複数世帯	200万円
		単身世帯	150万円
	補修	複数世帯	100万円
		単身世帯	75万円
貸借	複数世帯	50万円	
	単身世帯	37万5千円	

※加算支援金を重複して受け取ることはできません

(例) 住宅全壊後、一時的に賃貸アパート等に居住した場合には加算金50万円を受け取ることができそうですが、その後住宅を補修しても、

受け取れる金額は100万円からすでに支給された50万円を差し引いた50万円です。

申請期限

①基礎支援金

災害のあった日から25カ月以内
(令和2年10月5日(月)まで)

②加算支援金

災害のあった日から37カ月以内
(令和3年10月5日(火)まで)

手続きに必要なもの

【共通】

- ・り災証明書
- ・預金通帳の写し

【解体した場合】

- ・解体証明書
- ・滅失登記簿謄本
- ・敷地被害証明書類(敷地被害解体)

【加算支援金】

- ・住宅の建設・購入、補修、借家の賃貸借についての契約書などの写し

受付・問い合わせ

町民福祉課福祉グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

義援金の配分

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

内容

お寄せいただいた義援金を配分します。
※住まいに関する内容を抜粋しています

配分額

①町配分の義援金（1次配分：住宅被害）

住宅に被害を受けた方（自己所有住宅の居住者または借家の居住者）に配分される義援金

り災区分	居住区分	配分額
① 全壊	自己所有	30万円
	借家	6万円
② 大規模半壊	自己所有	25万円
	借家	6万円
③ 半壊	自己所有	25万円
	借家	6万円
④ 半壊に至らない（家財被害を含む）	自己所有	10万円
	借家	5万円

②町配分の義援金（1次配分：建築・購入）

町内に新たに住宅を建設・購入した方に配分される義援金

り災区分	配分額
⑤ 全壊 大規模半壊 半壊	100万円

③町配分の義援金（2次配分：修繕）

住宅を修繕した方（自己所有住宅の居住者）に配分される義援金

り災区分	配分額
⑥ 全壊 大規模半壊 半壊	最大50万円
⑦ 一部損壊	最大15万円

④道配分の義援金（1次配分：住宅被害）

住宅に被害を受けた方（自己所有住宅の居住者または借家の居住者）に配分される義援金

り災区分	配分額
⑧ 全壊	100万円
⑨ 大規模半壊 半壊	50万円
⑩ 一部損壊	10万円

手続きに必要なもの

〔共通〕

- ・印鑑
- ・預金通帳の写し
- ・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証など）

〔①～③、⑤～⑩〕

- ・り災区分が「物件居住者」のり災証明書（写し可）

〔④〕

- ・り災区分が「物件居住者」のり災証明書または被災証明書（写し可、お持ちの方のみ）
- ・震災時点で対象家屋に住民票が無い方は、生活実態を確認できる資料（直近の公共料金を確認できる請求書など）

※改めてり災証明書・被災証明書を申請する必要はありません

〔⑤〕

- ・契約書 ・領収書

〔⑥⑦〕

- ・被災住宅応急修理の証明書（建設課建築住宅グループが発行、全壊・大規模半壊・半壊判定の方のみ）
- ・修繕にかかった費用が確認できるもの（契約書・請求書など）
- ・領収書

受付・問い合わせ

総務課 財政グループ ☎27-2481
(役場前プレハブ)

被災住宅の応急修理

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
△	○	○	-

内容

住宅が大規模半壊または半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して被災した住宅の壊れた屋根、基礎およびドア等の開口部ならびに上下水道の配管・配線等の日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理の支援をします。

対象者

- ①全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方
※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合
- ②民間賃貸借上げ住宅に入居していない方
- ③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる方
- ④応急仮設住宅に入居されない方

補助額

1世帯当たり58万4千円

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします

申請期限

令和2年3月31日(火)まで

手続きに必要なもの

- ・応急修理申込書
- ・応急修理申込書世帯全員分の住民票
- ・り災証明書
- ・半壊の場合は申出書

受付・問い合わせ

建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

住宅リフォーム補助金(胆振東部地震)

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
-	-	○	○

内容

半壊および一部損壊の住宅の所有者、管理者、占有者が行う復旧工事に要する費用の一部を補助します。

対象者

地震発生時の住宅の所有者、管理者または占有者

※仮設住宅などへの入居の有無は不問

※管理者または占有者は所有者の承諾を得たものに限る

※居住実態のある住宅に限る

対象工事

〔工期〕

令和2年3月31日まで完了する工事

〔工事内容〕

屋根、柱、床、内外壁、基礎、梁、ドア、窓、内装仕上げ、上下水道の配管、ガスの配管、給排気設備の配管、電気・電話線・テレビ線の配線、トイレ、浴室、照明器具

※附属建築物(外構工事や物置、車庫等)、舗装等の外構や、併用住宅の非住宅部分の復旧に関する工事は除外

補助額

対象工事費から30万円を控除した額の30%

※半壊の場合で住宅応急修理支援制度を活用した場合は、その額と30万円を控除した額の30%

※上限50万円

申請期限

令和2年3月31日(火)まで

手続きに必要なもの

〔交付申請時〕

- ・交付申請書
- ・工事見積書(すでに工事が完了している場合は内訳が分かる書類)
- ・り災証明書(半壊の方で住宅応急修理支援制度を活用した方は不要)

〔報告時〕

- ・交付完了報告書
- ・領収書
- ・工事完成写真

受付・問い合わせ

建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

住宅復旧支援事業補助金

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

内容

住宅基礎の傾斜修復工事と、それに併せて実施する住宅下の地盤改良工事にかかる費用の一部を助成します。

対象者

被災した住宅が建つ土地の所有者など

※管理者または占有者は所有者の承諾が必要

対象建物

- ・戸建住宅
- ・アパートおよびマンション
- ・店舗(事務所)併用住宅※住宅部分のみ対象

対象工事

- ・住宅基礎の傾斜修復工事(基礎の沈下または傾斜を修復する工事)
- ・傾斜修復工事に併せて行う地盤改良工事(住宅建屋下の工事)

補助額

対象工事に要した費用から50万円を控除した額の2分の1

※上限300万円

申請期限

令和4年3月31日(金)まで

手続きに必要なもの

- ・交付申請書
 - ・対象工事の設計図書(位置図、計画平面図など)
 - ・対象工事の見積書
 - ・住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を確認できる資料
 - ・土地および住宅の所有者(申請者を除く)全員または一部の承諾書
 - ・土地および建物の全部事項証明書
 - ・り災証明書
 - ・住民票
 - ・その他、町長が必要と認めるもの
- ※申請前に、工事内容が交付対象となるかを窓口までご相談ください。

受付・問い合わせ

まちづくり推進課 総合戦略グループ
☎27-3179

住宅再建融資利子助成

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	-

内容

被災者が町内で住むための住宅を新築・購入するために金融機関等から融資を受けた場合の借入金にかかる利子の一部を助成します。

対象者

町内で住宅を再建するために金融機関等から融資を受け、次のいずれかの要件を満たす方

- ・ 応急仮設住宅（みなし仮設等を含む）の入居者で、供与期間内に退去される方
- ・ 全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方

補助額

〔通常〕

借入額×利率×80%

〔リバースモーゲージ型融資〕

借入額×利率×80%×20年分

※利率は、借入時の住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。

※上限100万円

申請期限

令和4年3月31日(火)まで

手続きに必要なもの

- ・ 交付申請書
- ・ り災証明書
- ・ 金銭消費貸借契約書、工事請負契約書、返済予定表の写し
- ・ 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員のもの）
- ・ その他関係書類等

受付・問い合わせ

まちづくり推進課 総合戦略グループ

☎27-3179

持ち家住宅建築促進助成金

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

内容

従来に分譲地への住宅建築を対象とした助成に加えて、被災した方などが町内各地で新築する場合も助成します。

対象者

市町村民税などを滞納していない方

補助額

①	被災した方が震災以降に町内で住宅を建築した場合	定額120万円
②	フォーラムビレッジで住宅を建築した場合	最大150万円
③	かみあつまきりタウンで住宅を建築した場合	最大200万円

対象建物

- ・ 申請者自身が住むための住宅
- ・ 床面積が次の条件を満たす住宅
- ①…50㎡以上
- ②③…75㎡以上、二世帯住宅は110㎡以上

申請期限

住宅の完成後1年以内
(①の場合はこの限りでない)

手続きに必要なもの

- ・ 交付申請書
- ・ 住宅入居者全員の住民票
- ・ 納税証明書
- ・ 建築確認申請書の確認済証および検査済証の写し
- ・ その他町長が必要と認める書類

受付・問い合わせ

まちづくり推進課 総合戦略グループ

☎27-3179

住まい再建シミュレーション

住まいの再建のためのシミュレーションを、り災区分および再建方法別に掲載しています。

ケース A	全壊で新築する場合	P10
ケース B	全壊で修繕する場合	
ケース C	大規模半壊で中古住宅を購入する場合	P11
ケース D	大規模半壊で修繕する場合	
ケース E	半壊で解体後に新築する場合	P12
ケース F	半壊で修繕する場合①	
ケース G	半壊で修繕する場合②	P13
ケース H	一部損壊で修繕する場合	

全壊で新築する場合

ケース A	り災区分	全壊	
	居住区分	自己所有居住者	世帯区分 複数世帯
	再建方法	住宅を新たに建設する	
	建設費用	1,800万円（金融機関から融資を受ける）	

支援制度		金額	
P3	生活再建支援制度	①基礎支援金	100万円
		②加算支援金	200万円
P4	義援金の配分 (厚真町)	①1次配分	30万円
		②1次配分(新築・購入)	100万円
		③2次配分(修繕)	-
	義援金の配分(北海道)	100万円	
	住宅災害見舞金(北海道)	20万円	
P5	被災住宅の応急修理	-	
P6	住宅リフォーム補助金	-	
P7	住宅復旧支援事業補助金	-	
P8	住宅再建融資利子助成	100万円	
P8	持ち家住宅建築促進助成金	120万円	

各支援制度 合計

770万円



自己資金

1,030万円

大規模半壊で中古住宅を購入する場合

ケース C	り災区分	大規模半壊	
	居住区分	自己所有居住者	世帯区分 複数世帯
	再建方法	中古住宅を購入する	
	購入費用	800万円	

支援制度		金額	
P3	生活再建支援制度	①基礎支援金	50万円
		②加算支援金	200万円
P4	義援金の配分 (厚真町)	①1次配分	25万円
		②1次配分(新築・購入)	100万円
		③2次配分(修繕)	-
	義援金の配分(北海道)	50万円	
	住宅災害見舞金(北海道)	10万円	
P5	被災住宅の応急修理	-	
P6	住宅リフォーム補助金	-	
P7	住宅復旧支援事業補助金	-	
P8	住宅再建融資利子助成	-	
P8	持ち家住宅建築促進助成金	-	

各支援制度 合計

435万円



自己資金

365万円

全壊で大規模修繕する場合

ケース B	り災区分	全壊	
	居住区分	自己所有居住者	世帯区分 複数世帯
	再建方法	住宅を大規模に修繕する (基礎の傾斜復旧工事を含む)	
	修繕費用	900万円	

支援制度		金額	
P3	生活再建支援制度	①基礎支援金	100万円
		②加算支援金	100万円
P4	義援金の配分 (厚真町)	①1次配分	30万円
		②1次配分(新築・購入)	-
		③2次配分(修繕)	50万円
	義援金の配分(北海道)	100万円	
	住宅災害見舞金(北海道)	20万円	
P5	被災住宅の応急修理	58万4千円	
P6	住宅リフォーム補助金	-	
P7	住宅復旧支援事業補助金	300万円	
P8	住宅再建融資利子助成	-	
P8	持ち家住宅建築促進助成金	-	

各支援制度 合計

758万4千円



自己資金

141万6千円

大規模半壊で修繕する場合

ケース D	り災区分	大規模半壊	
	居住区分	自己所有居住者	世帯区分 複数世帯
	再建方法	住宅を大規模に修繕する (基礎の傾斜復旧工事を含む)	
	修繕費用	800万円	

支援制度		金額	
P3	生活再建支援制度	①基礎支援金	50万円
		②加算支援金	100万円
P4	義援金の配分 (厚真町)	①1次配分	25万円
		②1次配分(新築・購入)	-
		③2次配分(修繕)	50万円
	義援金の配分(北海道)	50万円	
	住宅災害見舞金(北海道)	10万円	
P5	被災住宅の応急修理	58万4千円	
P6	住宅リフォーム補助金	-	
P7	住宅復旧支援事業補助金	300万円	
P8	住宅再建融資利子助成	-	
P8	持ち家住宅建築促進助成金	-	

各支援制度 合計

643万4千円



自己資金

156万6千円

半壊で解体後に新築する場合

ケース E	り災区分	半壊	
	居住区分	自己所有居住者	世帯区分 複数世帯
	再建方法	住宅を新たに建設する（被災住宅を解体する）	
	建設費用	1,800万円（金融機関から融資を受ける）	

支援制度		金額	
P3	生活再建支援制度	①基礎支援金	100万円
		②加算支援金	200万円
P4	義援金の配分 (厚真町)	①1次配分	25万円
		②1次配分(新築・購入)	100万円
		③2次配分(修繕)	-
	義援金の配分(北海道)	50万円	
	住宅災害見舞金(北海道)	10万円	
P5	被災住宅の応急修理	-	
P6	住宅リフォーム補助金	-	
P7	住宅復旧支援事業補助金	-	
P8	住宅再建融資利子助成	100万円	
P8	持ち家住宅建築促進助成金	120万円	

各支援制度 合計

705万円

+

自己資金

1,095万円

半壊で修繕する場合②

ケース G	り災区分	半壊	
	居住区分	自己所有居住者	世帯区分 複数世帯
	再建方法	住宅を修繕する（基礎の傾斜復旧工事を含まない）	
	修繕費用	300万円	

支援制度		金額	
P3	生活再建支援制度	①基礎支援金	-
		②加算支援金	-
P4	義援金の配分 (厚真町)	①1次配分	25万円
		②1次配分(新築・購入)	-
		③2次配分(修繕)	50万円
	義援金の配分(北海道)	50万円	
	住宅災害見舞金(北海道)	10万円	
P5	被災住宅の応急修理	58万4千円	
P6	住宅リフォーム補助金	50万円	
P7	住宅復旧支援事業補助金	-	
P8	住宅再建融資利子助成	-	
P8	持ち家住宅建築促進助成金	-	

各支援制度 合計

243万4千円

+

自己資金

56万円6千円

半壊で修繕する場合①

ケース F	り災区分	半壊	
	居住区分	自己所有居住者	世帯区分 複数世帯
	再建方法	住宅を大規模に修繕する (基礎の傾斜復旧工事を含む)	
	修繕費用	800万円	

支援制度		金額	
P3	生活再建支援制度	①基礎支援金	-
		②加算支援金	-
P4	義援金の配分 (厚真町)	①1次配分	25万円
		②1次配分(新築・購入)	-
		③2次配分(修繕)	50万円
	義援金の配分(北海道)	50万円	
	住宅災害見舞金(北海道)	10万円	
P5	被災住宅の応急修理	58万4千円	
P6	住宅リフォーム補助金	18万円	
P7	住宅復旧支援事業補助金	300万円	
P8	住宅再建融資利子助成	-	
P8	持ち家住宅建築促進助成金	-	

各支援制度 合計

511万4千円

+

自己資金

288万6千円

一部損壊で修繕する場合

ケース H	り災区分	一部損壊	
	居住区分	自己所有居住者	世帯区分 複数世帯
	再建方法	住宅を修繕する（基礎の傾斜復旧工事を含まない）	
	修繕費用	200万円	

支援制度		金額	
P3	生活再建支援制度	①基礎支援金	-
		②加算支援金	-
P4	義援金の配分 (厚真町)	①1次配分	10万円
		②1次配分(新築・購入)	-
		③2次配分(修繕)	15万円
	義援金の配分(北海道)	10万円	
	住宅災害見舞金(北海道)	-	
P5	被災住宅の応急修理	-	
P6	住宅リフォーム補助金	50万円	
P7	住宅復旧支援事業補助金	-	
P8	住宅再建融資利子助成	-	
P8	持ち家住宅建築促進助成金	-	

各支援制度 合計

85万円

+

自己資金

115万円

生活再建に向けた 支援ガイドブック

別冊 住まい再建編②

令和元年10月25日発行

編集・発行 厚真町総務課災害復興グループ
〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

電話：0145-27-2481

ホームページ：<http://www.town.atsuma.lg.jp/office/>

開庁時間：午前8時30分～午後5時30分
(土曜・日曜・祝日および12月31日～1月5日は除く)



LINE

無料コミュニケーションアプリ^{ライン} [LINE] で災害時の緊急情報、支援情報、
町政情報などを配信しています。

LINEアプリから
友だち追加してください

・IDで追加 @atsuma

・QRコードで追加

